

情報・システム研究機構公的研究費の適正な管理のための基本方針

平成19年 4月 1日

制 定

最近改正 平成27年1月28日

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）は、公的研究費（機構が扱う全ての研究資金をいう。以下同じ。）の適正な管理体制を整備することにより、資金の不正使用を誘発する要因を除去するとともに、抑止機能のある環境の整備・体制の構築を図り、原資の負担者である国民の信頼に応えるとともに、研究機関としての法人の責務を果たすため、本基本方針を定める。

1 職員の行動基準及び遵守事項

- (1) すべての職員は、公的研究費の不正使用が、機構のみならず、研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものであることを認識の上、公的研究費の使用にあたらなければならない。
- (2) 研究教育職員は、公的研究費の使用方法がたとえ、規程等に明確に違反する不正使用でなくても、第三者から不適切であるかの疑いを持たれるような使用方法は、避けなければならない。
- (3) 事務職員は、研究遂行上必要な事柄については、機構及び公的研究費の規程等に照らして実現可能であるか否か柔軟に検討するとともに、検討結果につき、速やかに研究教育職員に適切な説明を行わなければならない。事務職員は、研究計画が随時変更され得るものであるという研究活動の特殊性を充分理解の上、公的研究費使用の規程類等への適合性を検討するものとする。

2 不正使用誘発要因の除去、抑止機能を有する環境・体制の構築

- (1) 不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、機構内外に公表する。
- (2) 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
- (3) 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実に継続的に実施する。
- (4) 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営、管理を行う。
- (5) 公的研究費の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
- (6) 公的研究費の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性

のあるモニタリング体制を整備する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。